

平成30年第8回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成30年11月29日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1番 東郷 克己	2番 山崎 敦志
4番 橋 俊明	5番 坂口 重良
6番 岩井智恵子	7番 津村 俊二
8番 矢野 隆行	9番 田中 陽介
10番 稲垣 誠亮	11番 山本 剛
12番 鈴木 市朗	13番 工藤 義明
14番 野並 享子	15番 東郷 正明
16番 北村五十鈴	17番 荒川 泰宏
18番 立入三千男	

不応招議員 3番 長谷川崇朗

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	西村 健
政策調整部長	竹中 宏	総務部長	小山 日出夫
市民部長	田中 千晴	健康福祉部長	高橋 謙二
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	赤坂 悦男	都市建設部長	三上 忠宏
環境経済部長	遠藤 由隆	教育部長	吉川 武克
政策調整部次長	吉田 和司	総務部次長	川端 貴美子
広報秘書課長	北脇 康久	総務課長	辻 昭典

出席した事務局職員の氏名

事務局長	瀬川 俊英	事務局次長	遠藤 総一郎
書記	吉川 加代子	書記	坂口 稔

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議第103号から議第125号まで一括上程

(平成30年度野洲市一般会計補正予算(第9号) 他22件)

提案理由説明

第4 発議第4号

(野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について)

提案理由説明

市長提出議案

議第103号 平成30年度野洲市一般会計補正予算(第9号)

議第104号 平成30年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

議第105号 平成30年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

議第106号 平成30年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

議第107号 平成30年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算(第3号)

議第108号 平成30年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算(第1号)

議第109号 平成30年度野洲市水道事業会計補正予算(第1号)

議第110号 平成30年度野洲市下水道事業会計補正予算(第1号)

議第111号 平成30年度野洲市病院事業会計補正予算(第2号)

議第112号 野洲市工場立地法準則条例

議第113号 「小篠原台」地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

議第114号 野洲市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

議第115号 野洲市くらし支えあい条例の一部を改正する条例

- 議第 1 1 6 号 野洲市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する
条例
- 議第 1 1 7 号 野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例及び野洲市長等の給
与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 1 1 8 号 野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 1 1 9 号 野洲市債権管理条例の一部を改正する条例
- 議第 1 2 0 号 野洲市立幼稚園条例及び野洲市立保育所条例の一部を改正する
条例
- 議第 1 2 1 号 野洲市廃棄物の適正処理及び再利用並びに環境美化に関する条
例の一部を改正する条例
- 議第 1 2 2 号 野洲市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改
正する条例
- 議第 1 2 3 号 野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 1 2 4 号 財産の譲与について
- 議第 1 2 5 号 おうみ自治体クラウド協議会を設置する地方公共団体の数の増
加及びおうみ自治体クラウド協議会規約の変更に関する協議に
つき議会の議決を求めることについて

開議 午前 9 時 0 0 分

議事の経過

(開会)

○議長(橋 俊明君) (午前 9 時 0 0 分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから第 8 回野洲市議会定例会を開会致します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は 1 7 人、欠席議員 1 人。欠席議員は 3 番、長谷川崇朗議員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付致しました議事日程のとおりであります。

また、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元の文書のとおり
でありますので、ご了承願います。

(日程第 1)

○議長（橋 俊明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第15番、東郷正明議員、第16番、北村五十鈴議員を指名致します。

（日程第2）

○議長（橋 俊明君） 日程第2、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

本定例会の会期は、本日から12月21日までの23日間に致したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月21日までの23日間と決定致しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、配付済みの会期日程のとおりですので、ご了承願います。

（日程第3）

○議長（橋 俊明君） 日程第3、議第103号から議第125号まで、平成30年度野洲市一般会計補正予算（第9号）他22件を一括議題と致します。

事務局長が議案を朗読致します。

○議会事務局長（瀬川俊英君） 皆さん、おはようございます。

それでは、朗読致します。

議第103号平成30年度野洲市一般会計補正予算（第9号）他補正予算8件。

議第112号野洲市工場立地法準則条例他条例制定・改正11件。

議第124号財産の譲与について他その他の案件1件。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 議案の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

山仲市長。

○市長（山仲善彰君） 議員の皆さん、おはようございます。

本日ここに平成30年第8回野洲市議会定例会を招集致しましたところ、議員の皆さんには多数ご出席をいただき、ありがとうございます。

それでは、今議会に提案致します議案につきまして、ご説明申し上げます。

補正予算9件、条例の制定・改正12件、その他2件の合計23件を提案致しますので、ご審議をよろしくお願い致します。

まず、議第103号から議第111号までの平成30年度一般会計補正予算、特別会計補正予算並びに事業会計補正予算について、その概要をご説明申し上げます。

議第103号平成30年度野洲市一般会計補正予算(第9号)は、1億5,642万7,000円を追加し、予算総額を206億692万7,000円と致します。

歳出の主な内容については、総務費では、税務管理費で法人市民税の予定納税に係る還付等が想定以上になる見込みであることから、市税還付金において所要の補正を行います。

民生費では、障がい者自立支援事業費で、利用者の増加等により、障がい者介護給付費や訓練等給付費、障がい児給付費などを追加し、また地域生活支援事業費で、日中一時支援事業の利用者増加等により、委託料を追加します。

児童福祉費では、母子・父子福祉対策事業費において、母子生活支援措置の対象者が追加となったため、措置費を追加します。

農林水産業費では、土地改良事業費で、近年多発する集中豪雨や地震発生に備え、減災対策として、ため池ハザードマップを作成するため、委託料を追加します。

土木費では、交通安全施設整備費で、社会資本総合整備事業交付金が追加交付となったことからグリーンベルトの整備費を、また住宅対策事業費では所有者不明の特定空き家に対する略式代執行のための工事費などを追加します。

消防費では、湖南広域行政組合の消防事業負担金において、構成各市の交付税算定結果に伴う負担金調整により、減額します。

教育費では、小学校施設整備費において、篠原小学校の特別支援学級数がふえることから施設を改修する必要性が生じたため、工事費を追加計上します。

この他、今年4月1日付の人事異動等に伴う各費目の人件費の増減や人事院勧告に伴う給与の改定等的人件費について所要の補正を計上します。

一方、歳入の主なものは、民生費で各措置費が増額になったことに伴う国庫支出金及び県支出金を追加する他、財源調整として繰越金を追加計上すると共に、財政調整基金からの繰り入れについては減額を致します。

次に、議第104号平成30年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、1,347万3,000円を追加し、予算総額を50億6,015万円とします。

補正の内容は、歳出では、国保情報データベースの改修に伴う国保連合会への負担金の

他、一般会計と同様、人事異動等に伴う人件費を追加計上し、歳入では特別調整交付金や人件費補正に係る一般会計からの繰入金を追加します。

次に、議第105号平成30年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、2万8,000円を減額し、予算総額を5億7,722万7,000円とします。

補正の内容は、歳出では人事異動等に伴う人件費を、歳入では一般会計からの繰入金を減額します。

次に、議第106号平成30年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、1,571万7,000円を減額し、予算総額を43億7,957万5,000円とします。

補正の内容は、歳出では専門職確保のため、リハビリテーション専門職の派遣制度利用に伴う報償費の追加や、保険給付費の追加、人事異動等に伴う人件費の減額などを計上し、歳入においても国、県支出金や一般会計繰入金等を精査します。

次に、議第107号平成30年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算(第3号)は、112万4,000円を追加し、予算総額を4,838万8,000円とします。

補正の内容は、歳出ではさくら墓園の地盤沈下による墓石等の移転補償費を計上すると共に、財源として同額を墓地公園整備基金から繰り入れます。

次に、議第108号平成30年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算(第1号)は、450万円を減額し、予算総額を31億1,718万7,000円とします。

補正の内容は、地域開発事業債の借入利息が確定したことにより、歳入歳出共に所要額を減額補正し、あわせて地方債の限度額についても同額を減額補正します。

次に、議第109号平成30年度野洲市水道事業会計補正予算(第1号)は、法定満期による水道メーター交換に係る材料費の追加や、人事異動等に伴う人件費関係の補正を行うと共に、資本的収入で企業債を減額します。

次に、議第110号平成30年度野洲市下水道事業会計補正予算(第1号)は、漏水減免に係る還付金の追加や人事異動等に伴う人件費関係の補正を行うと共に、資本的収入で企業債を減額します。

次に、議第111号平成30年度野洲市病院事業会計補正予算(第2号)は、人事異動等に伴う人件費関係と一般会計からの出資金を補正します。

続きまして、議第112号野洲市工場立地法準則条例についてご説明申し上げます。

市内で操業する工場等は投資意欲が活発ではありますが、迅速、柔軟な都市計画の変更が

困難であることから、建て替えや増設等の事業用地確保が難しい状況となっており、既存企業の市外への流出も懸念されます。

本議案は、こうした状況を踏まえ、既存企業の工場敷地の有効利用、立地促進を図ることを目的に、工場立地法第4条の2第1項の規定に基づき、対象区域における工場立地法対象工場の敷地面積に対する緑地面積率等を定めるものです。

なお、本条例は公布の日から施行します。

議第113号「小篠原台」地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、「小篠原台」地区計画の区域内において、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、良好な環境の街区を形成するため、地区計画の区域内における建築物についての制限を定めるものです。

なお、本条例は公布の日から施行します。

議第114号野洲市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、特定個人情報の項目を追加する改正を行います。

なお、本条例は公布の日から施行します。

議第115号野洲市くらし支えあい条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本議案は、改正生活困窮者自立支援法第9条で新たに規定された支援会議について、設置の根拠等を規定するため、所要の改正を行います。

なお、本条例は公布の日から施行します。

議第116号野洲市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、野洲市コミュニティバスを、平成31年4月1日から既設の5コースに、安治コース及び希望が丘コースを加え7コースにて運行するため、所要の改正を行います。

なお、本条例は平成31年4月1日から施行します。

議第117号野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例及び野洲市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、人事院が8月10日に国家公務員の給与改定を勧告し、政府は11月6日に一般職に準じた特別職の給与改定として、期末手当の引き上げを行うことを閣議決定しており、本市の議会議員、市長、教育長の特別職の期末手当においても閣議決定の趣旨を踏まえた給与改定を行います。

内容としては、本年12月支給の期末手当に0.05月を追加し、年間3.35月に改正します。

また、次年度以降については、年間3.35月の支給月数を期別ごとに調整します。

なお、本条例は公布の日から施行しますが、次年度以降の適用分は平成31年4月1日から施行します。

議第118号野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、人事院勧告に基づく閣議決定の趣旨を踏まえ、本市の職員の給与においても改定を行います。

主な内容としては、宿日直手当を200円引き上げて、4,400円とし、職員の給料表については、民間との差があること等を踏まえ、初任給における月例給を1,500円、若年層における月例給を1,000円程度、その他については400円を基本として引き上げ、宿日直手当、給料共に本年4月に遡及して適用します。

勤勉手当については、本年12月支給分に0.05月分を追加し、1.85月とし、次年度以降は、期末手当及び勤勉手当の支給月数を期別ごとに調整します。

また、管理職の職員に対して支給する管理職員特別勤務手当の支給方法等を改正します。

管理職員特別勤務手当とは、災害対応や業務における臨時または緊急の必要性から、管理職員が本来休むこととされている日や深夜の時間帯にやむを得ず勤務しなければならない場合に支給する手当です。

この管理職員特別勤務手当の支給対象となる勤務時間帯について、これまで週休日等の勤務または週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの勤務としていたものを午後10時から翌日の午前5時までの間の勤務とするよう見直し、さらに運用の改善を行うことで、これまでの代休措置・管理職手当制度に加えて、管理職員の給与上の補完措置を講じます。

なお、本条例は公布の日から施行しますが、管理職員特別勤務手当に係る改正については平成31年1月1日から、次年度以降適用分は平成31年4月1日から施行します。

議第 1 1 9 号野洲市債権管理条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、本市において積極的な債権の整理を進めていくために 2 点の改正を行います。

1 点目は、現行で私債権に限定されている債権放棄を時効到来により消滅する非強制徴収公債権においても債権放棄できるように改正します。

2 点目は、徴収停止と判断した債権について、今後も徴収停止を撤回する事由が発生しないことが明らかである場合に、一定期間経過後、非強制徴収公債権、私債権を問わず、債権を放棄できるよう改正を行います。

以上、2 点を改正することにより、非強制徴収公債権及び私債権の滞納整理において、徴収するのか、債権放棄するのかを早期に判断することとなり、債権の管理コストの削減並びに債務者の生活再建を支援することが可能となります。

なお、本条例は平成 3 1 年 1 月 1 日から施行します。

議第 1 2 0 号野洲市立幼稚園条例及び野洲市立保育所条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、三上こども園の施設整備及び野洲市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しに基づき、野洲市立幼稚園条例に規定する幼稚園の定数及び野洲市立保育所条例に規定する野洲市立三上保育園の位置を改正します。

なお、本条例は平成 3 1 年 4 月 1 日から施行します。

議第 1 2 1 号野洲市廃棄物の適正処理及び再利用並びに環境美化に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、湖南広域行政組合で共同処理する事務の一部である、し尿及び浄化槽汚泥の収集事務が平成 3 1 年 4 月 1 日より構成 4 市に権能返還されることに伴い、関係する条例の整備を図ります。

具体的には、湖南広域行政組合で規定されている一般廃棄物（浄化槽汚泥）及び浄化槽汚泥清掃業許可申請等の規定を本条例及び野洲市手数料条例に規定することで、当該業務に対応していくための改正を行います。

なお、本条例は平成 3 1 年 4 月 1 日から施行します。

議第 1 2 2 号野洲市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、議第 1 1 8 号の野洲市職員の給与に関する条例の一部改正でご説明致しました管理職員特別勤務手当の支給方法等について、企業職員の給与の種類及び基準に関する

条例においても同様の改正を行います。

なお、本条例は平成31年1月1日から施行します。

議第123号野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、来年度に市立病院への移行を控える中、事業管理者の職務や職責、事務運用の整理を進めるところ、平成31年7月1日の病院の開院と同時に事業管理者を設置する方が適当であると考え、関係規定について所要の改正を行います。

今回の改正は、地方公営企業法の全部適用となる同年4月1日において本来設置される事業管理者を置かないこととするもので、次回の市議会定例会において、もとのとおり事業管理者を置くための改正を行う予定です。

なお、本条例は公布の日から施行します。

議第124号財産の譲与についてご説明申し上げます。

譲与しようとする財産は、大篠原951番地を代表地番とする鉄骨造1階建て、建築面積520.93平方メートルの旧篠原幼稚園舎及び別棟建物です。この建物は、篠原こども園開園に伴い、平成22年度末に当初の幼稚園舎としての用途を廃止していたものを、平成24年度当初から医療法人社団御上会が有償で借用し、通所介護施設として使用しているものです。

来年7月をもって御上会が解散することとなっていることから、医療法人社団董会が当該物件を使用して現行の通所介護事業を御上会から承継することとなっていました。その後、本年5月に医療法人社団董会が基幹を担っている、スマレ会グループ下の社会福祉法人すみれ厚生会から、同地域での介護サービス充実を目的に、野洲市第7期介護保険事業計画に基づく介護老人福祉施設の事業者として選定されれば、承継する通所介護機能を併設する形で建て替え整備したいとする提案がありました。8月に第7期介護保険事業計画に基づく介護老人福祉施設事業者の選定が本市介護保険運営協議会を主体とする審査委員会で行われ、すみれ厚生会が選定事業者としての決定を受けました。10月にすみれ厚生会から、第7期介護保険事業計画に合わせて、建て替え整備を進めるため、2月を目途に解体施工するべく、当該建物の所有権と借地権を得たい旨の申し出がありました。その間、通所介護事業は市内の仮施設で行うというものです。

市として提案の妥当性を検討したところ、次の理由により、無償譲渡が最適という判断となったところです。

まず、当該建物には、帳簿上は約1,600万円の価値が見込まれますが、主たる棟は昭和63年の建築で償却期間を4年残すのみとなっており、かつ市においては利活用の予定がなく、今後解体の方針である施設であることを考えると、実質的な価値は既になに等しいと考えられること、また譲受人であるすみれ厚生会は、当該施設を自身の負担により解体施工することを提案しており、市は近く見込まれる除却費用の支出を免れることが可能となること、さらに政策的に考えても、申出人による新たな施設の計画が地元住民も望んでおられる介護施設の存続と機能拡張に資する計画であることから、無償化してもなおそれ以上の行政的価値、福祉的価値が今後当該用地から生み出されると考えられることでもあります。

以上のことから、市はこの建物を引き渡すこと及びそれを無償とすることに問題はないと判断しました。したがって、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、無償譲渡について議会の議決を求めるものです。

議第125号おうみ自治体クラウド協議会を設置する地方公共団体の数の増加及びおうみ自治体クラウド協議会規約の変更に関する協議につき議会の議決を求めることについてご説明申し上げます。

現在、情報システムに係る経費削減や事務の効率化等を目的として、7市で構成する、おうみ自治体クラウド協議会を設置しています。今般、甲賀市が本協議会の趣旨に賛同され加入の申し入れをされたことから、平成30年度おうみ自治体クラウド協議会第2回総会にて甲賀市の加入に関する協議が調ったため、8市長によるおうみ自治体クラウド協定書の調印を行いました。

このことから、本議案は、地方自治法第252条の6の規定により、おうみ自治体クラウド協議会に甲賀市が加入し、おうみ自治体クラウド協議会規約を変更することについて7市と協議することにつき、議会の議決を求めるものです。

なお、本規約は平成31年4月1日から施行致します。

以上、提案の説明と致します。ご審議、ご採決、よろしくお願い致します。

失礼致します。先ほどの議第124号の説明で、御上会の解散の時期を「来年7月」と言ったようではありますが、「来年6月末」でありますので、訂正させていただきます。よろしく申し上げます。

(日程第4)

○議長（橋 俊明君） 日程第4、発議第4号野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例

の一部を改正する条例についてを議題と致します。

第1番、東郷克己議員他1名から提出されておりました発議書は、既に配付したとおりであります。発議第4号野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について提出者の提案理由の説明を求めます。

第1番、東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） それでは、発議第4号野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

市議会議員は、市民の代表として、その議員活動において多様化する市民のニーズを市政に反映する上で、あるいは市民と密接に関わる基礎自治体である市の事業に対する確認や提言など、市政のチェック機関としてその役割、重要性はますます高まっています。そのため、広範囲に及ぶ活動に加え、専門的な知識の習得も必要になっており、市民の期待に応えるためにも、その職責と議員活動の対価にふさわしい報酬額とすべきである旨、平成26年野洲市特別職報酬等審議会答申にも記されております。

また、議員報酬については、昨年秋の改選前の議会改革推進特別委員会においても検討されるなど、長年の懸案であったため、本年1月15日から4回にわたり議会改革推進特別委員会を開催し、慎重に審議し、一部には慎重な意見もございましたが、職責にふさわしい対価とすべきであり、ふさわしい額については、近隣や同規模団体と比較すべき、志ある若い世代が議員として活躍できる額を責任にふさわしい額とすることでさらに責任を果たすよう促すべきなどの意見が多数でございました。

以上の理由から、議長、副議長、議員それぞれ5万円を増額する市議会議員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例を提案するものです。

なお、本条例は平成31年1月1日から施行するものです。

以上、提案理由の説明と致します。

○議長（橋 俊明君） 以上で、本日の日程は全て終了致しました。

お諮り致します。

明11月30日から12月5日までの6日間は、議案調査のため、休会と致したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） ご異議なしと認めます。よって、明11月30日から12月5日までの6日間は休会することに決定致しました。

なお、念のために申し上げます。来る12月6日は午前9時から本会議を再開し、議案
質疑、一般質問等を行います。

本日はこれにて散会致します。ご苦勞さまでございました。(午前9時30分 散会)

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成30年11月29日

野洲市議会議長 橋 俊 明

署 名 議 員 東 郷 正 明

署 名 議 員 北 村 五十鈴